

関税割当証明書が無効公告

〔（平成２９年１１月２８日）貿易経済協力局貿易審査課〕

下記の関税割当証明書に関しては、再発給しますので、「再発給」の表示がない当該関税割当証明書は本日以降無効とします。

記

- １．関税割当証明書番号： ２９Ａ第１００４９０号
- ２．割当てを受けた者の氏名（名称）：株式会社オカベアンドパートナーズ
- ３．割当てを受けた者の住所： 東京都渋谷区代官山町８－１１
- ４．法人番号： ７０１１００１００４９６５
- ５．割当年月日： 平成２９年４月２４日
- ６．有効期間満了日： 平成３０年３月３１日
- ７．割当物品名： 革製及び革を用いた履物
(スポーツ用のもの及びスリッパを除く。)